

広島県告示第千百八十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾蒲刈港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和二年十二月十八日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所呉支所において縦覧に供する。

令和二年十二月七日

地方港湾蒲刈港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地方港湾蒲刈港放置等禁止区域

向刈浜地区

1 区域の範囲

基点一から基点四の各点を順次結んだ線及び基点四と基点一を結んだ線により囲まれた区域

2 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による）

基準点 呉市下蒲刈町三之瀬の国土地理院四等三角点「三之瀬」（北緯三四度一分一二秒五六三四、東経一三二度四〇分四一秒八五〇五、標高一七五・四四メートル）

基点一 基準点から五八度四五分三八秒の方向一〇六四・三九メートルの点

基点二 基点一から七度四九分二五秒の方向一四・二二メートルの点

基点三 基点二から四七度四二分四秒の方向一五・三九メートルの点

基点四 基点三から一八五度三四分一八秒の方向二五・六三メートルの点

二 地方港湾蒲刈港放置等禁止物件

船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物